

みやこ

# 京・くらしの安心安全情報 第6号

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課

## 1 相談の概要

※ 4月～12月の相談件数は6,202件で、前年同時期(6,000件)と比べ横ばい!

※ 依然として被害が多い不当請求・架空請求!

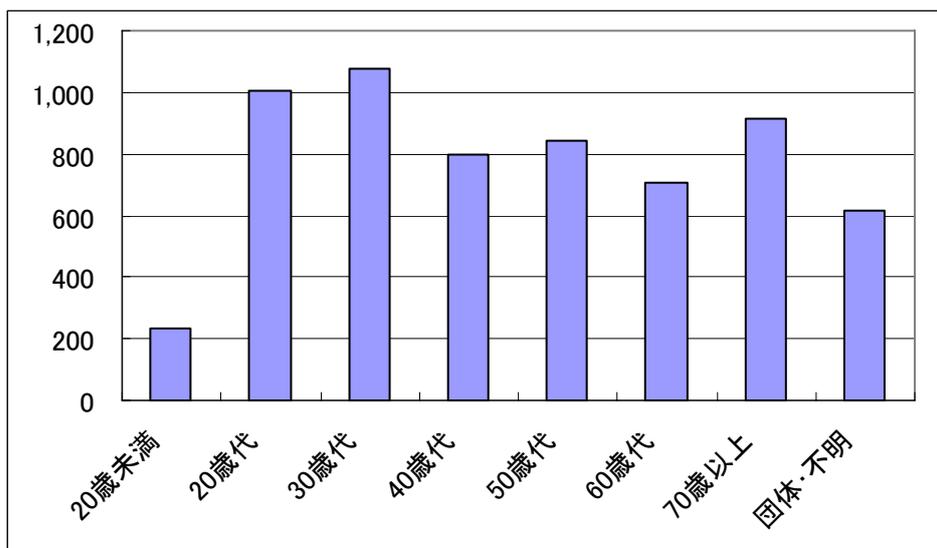
### 相談ワースト 10

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	1,901	30.7%	はがきによる架空請求, アダルト情報サービス
賃貸住宅	432	7.0%	敷金返還トラブル
食器・台所用品	191	3.1%	浄水器
書籍・印刷物	154	2.5%	同窓会名簿, 紳士録
家屋修繕工事	146	2.4%	屋根, 床下工事, 設備工事
教室・講座	133	2.1%	英会話教室
電報・電話	129	2.1%	通話料, パケット通信料
理美容	125	2.0%	エステサービス
文具・事務用品	125	2.0%	電話機類, パソコン機器類
アクセサリー	88	1.4%	アクセサリー類
その他	2,778	44.8%	
合計	6,202	100.0%	

## 年齢構成

年 齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・不明	合 計
件 数	234	1,008	1,077	798	846	708	916	615	6,202
構成比	3.8%	16.3%	17.4%	12.9%	13.6%	11.4%	14.8%	9.9%	100%



## 2 製品事故に関する情報

### ※ 開放式小型湯沸器に関する注意喚起について（新着）

リンナイ株式会社製の開放式小型湯沸器（不完全燃焼防止機能付き）による死亡事故が発生したため、注意喚起を行っています。

⇒詳しくは経済産業省ホームページへ

(<http://www.meti.go.jp/press/20070209003/20070209003.html>)

### ※ 電気マッサージ器に関する注意喚起について（新着）

松下電工株式会社製マッサージ椅子の一部機種において、機器内部のモーター電源線がまれに断線し、発煙・発火の可能性があることが判明したため、注意喚起を行っています。

⇒詳しくは国民生活センターホームページへ

([http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20070131\\_01.html](http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20070131_01.html))

**※ 暖房機・給湯機に関する注意喚起について（新着）**

過去にリコールした石油燃焼機器の情報について、注意喚起を行っています。

⇒詳しくは国民生活センターホームページへ

([http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20070131\\_5.html](http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20070131_5.html))

**※ 洗濯乾燥機に関する注意喚起について（新着）**

三洋電機株式会社製の洗濯乾燥機の一部機種において、リコール後に火災事故が発生したことから、注意喚起を行っています。

⇒詳しくは経済産業省ホームページへ

(<http://www.meti.go.jp/press/20070126002/20070126002.html>)

**※ 電気ストーブ(ハロゲンヒーター)に関する注意喚起について（新着）**

株式会社大旺インターナショナルジャパンが輸入・販売した電気ストーブにおいて火傷等の事故が発生したため、注意喚起を行っています。

⇒詳しくは経済産業省ホームページへ

(<http://www.meti.go.jp/press/20070118004/20070118004.html>)

### 3 トピックス

**※ ネガティブ・オプションにご注意を！**

ネガティブ・オプションとは、商品を一方的に送りつけ、消費者が受け取った以上、購入しなければならないと勘違いして支払うことを狙った商法のことです。

この場合、消費者が商品購入の意思表示をしておらず、売買契約が成立していないため、消費者には代金の支払い義務は生じません。

また、売買契約に基づかないで送られた商品については、商品が送付された日から14日間、又は業者に商品の引き取りを請求した場合は請求日から7日間のいずれか早い方が経過した場合、商品を自由に処分してよいこととなっています。

身に覚えのない購入する意思のない商品が送りつけられた場合は、宅配業者に受取拒否することも有効です。

(ネガティブ・オプションに関する相談件数)

平成16年度	平成17年度	平成18年度
48	41	36

※平成18年度は12月時点

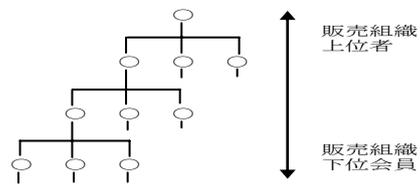
**※ マルチ商法にご注意を！**

「簡単に儲かるアルバイトがある」と誘われ、ネットワークビジネスの会員になったものの、勧誘時に聞かされた成功話と違って商品は売れず、強引な勧誘により友人関係も壊してしまったというマルチ商法に関する相談が寄せられています。学生や若者を中心に狙ったマルチ商法には十分ご注意ください。

⇒ マルチ商法とは、販売組織に加入し、購入した商品を知人などに売ることによって組織に勧誘し、それぞれがさらに加入者を増やすことによってマージンが入るとする商法のことです。

⇒ 「すぐに高収入が得られる」といった甘い言葉で友人などから勧誘されることが多いのですが、簡単に収入を得られる保証はありません。次々と会員を増やすことは不可能であり、思うように商品が売れず、金銭の負担(商品の支払い)だけが残ってしまいます。

(マルチ組織図)



⇒ マルチ商法は、不当な勧誘行為の禁止等、特定商取引法によって厳しく規制されています。安易に参加すると、被害者になるだけでなく加害者にもなってしまい、懲役や罰金という刑事罰を受けることにもなりかねません。

⇒ 義理で組織に加入したりせず、不要なものは毅然として断り、違法性の疑いのあるものには手を出さないことが大切です。

20歳代以下の割合が半数を占めており、若者が狙われやすい手口といえます。

(マルチ商法に関する年齢別相談件数)

年齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・不明	合計
件数	2	86	24	18	21	8	6	9	174
構成比	1.1%	49.4%	13.8%	10.3%	12.1%	4.6%	3.4%	5.2%	100%

⇒ **参考** 国民生活センターホームページ：<http://www.kokusen.go.jp/>

**消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。**  
**京都市市民生活センター ☎256-0800 (消費生活相談専用)**  
**京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F**  
 (http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan) をご覧ください。  
 \* 週末の相談は、消費生活週末(土日)電話相談へ：  
 257-9002 午前10時から午後4時

